

所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条
第 11 項に規定する継続貸付届出書をやむを得ない事情により期限内に提出
できなかつた旨の届出書

税務署
受付印

令和____年____月____日

税務署長

〒

届出者 住所 _____

氏名 _____

(電話番号 _____)

私は、下記に記したやむを得ない事情により、所得税法等の一部を改正する法律
(平成 17 年法律第 21 号) 附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出す
ることができませんでしたので、別添「特定農地所有適格法人に対し使用貸借によ
る権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸
付届出書」及び添付書類とともにその旨を届け出ます。

記

○ やむを得ない事情の詳細

関与税理士

電話番号

記 載 方 法 等

この届出書は、所得税法等の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 21 号）附則第 55 条第 11 項に規定する届出書を期限内に提出することができなかつた場合に、その事情の詳細を税務署長に届け出る場合に使用してください。

「特定農地所有適格法人に対し使用貸借による権利の設定を行っている農地等の一時的道路用地等としての貸付けに係る継続貸付届出書」を提出期限までに提出できなかつた場合には、必ずこの届出書を提出してください。